

はれず之れが解決を他日に譲ると共に日獨條約同様の待遇を英國其の他の條約國にも均霑するに至つたことは既述の通りである。本邦に於ては是等工業所有權の保護及版權の保護に付ては既に明治十八年四月十八日太政官布告第七號を以て專賣特許條例布告せられ、次いで明治二十一年十二月十八日及二十二年二月一日より實施の意匠及商標條例存にせるに付明治二十九年十一月十八日獨條約批准交換以後獨逸國民等に之を適用するに至つた。更に日英條約附屬議定書第三節等に於ては本邦は改正條約實施前に工業所有權及版權同盟に加入すべきことを規定して居るから帝國政府は右規定に従ひ明治三十二年四月十八日を以て一八八三年(明治十六年)三月二十日工業所有權萬國同盟及一八八六年(明治十九年)九月六日のベルン版權同盟に加入した。而して前者に付ては右萬國條約の規定に適合させる爲め明治三十二年三月一日特許法、意匠法、商標法が法律第三十六號乃至第三十八號として公布實施せられ、後者に付ては既に明治二十六年第五帝國議會を通過した同年四月十三日法律第十六號の公布實施せられ居るものを以て充分とした。

第五款 特別輸出入港の廢止

貿易港増進 明治九年十月第二百二十九號布告を以て對馬國主宗氏に依る對韓貿易の獨占を廢止し一個人に之を許すと共に内地貿易同様無税にて輸出入することを許したが、明治十六年十二月第四十號布告を以て對韓貿易をも一般外國貿易同様税關の管理に歸せしめ、從來の關係上嚴原・下ノ關・博多の三港に限り日本船舶に限り朝鮮との輸出入貿易を許可した。次いで明治二十三年三月勅令第五十四號により朝鮮貿易に對し對馬國佐須奈・鹿見の二港を、明治二十六年法律第十三號を以て浦鹽斯德及朝鮮貿易に對し丹後宮津港を明治二十七年五月法律第二號を以て露領沿海州薩哈連島及朝鮮の貿易に對し伏木・小樽兩港、同年同月法律第三號を以て清國貿易に對し那覇を特別貿易港として本邦船に對してのみ貿易を許すこととし、之より先明治二十二年七月法律第二十號を以て四日市・下ノ關・博多・門司・口ノ津・

新潟・三角・伏木・小樽・釧路・室蘭の十一港を特別輸出港として本邦船舶又は外國船にして帝國臣民に備船せられたものに限り米・麥・麥粉・石炭・硫黃の五品を限つて海外に輸出し得ることとし、更に明治二十九年法律第十八號を以て本邦船のみに對し外國貿易の爲め博多・唐津・口ノ津・敦賀・境・濱田・清水・四日市・七尾・三角の十港を開いた。然るに右の如く本邦船のみに對し條約を以て開放せる所謂五港以外に外國との貿易を許すことは假りに其の貿易地域又は輸出入品を限定するも對獨條約交渉の際議論を生じたところであつた。之が爲め條約中開港に關する條約中の字句を修正せることは既述の通りである。依て明治三十二年七月十二日付勅令第三百四十二號を以て從來の特別貿易港、特別輸出港制度を廢止し是等諸港は舊五港と等しき一般外國貿易港と變更し、七月十七日以後内外國貿易船は等しく輸出入の爲め出入し得べきこととした。其後糸崎をも外國貿易港として追加した。

第三節 改正條約に伴ふ權利の實行

第一款 關稅定率法、關稅法、噸稅法等の實施

關稅定率法其他の實施 所謂稅權回復の對照たるところの本邦國定稅率を定めた關稅定率法は松隈内閣により明治二十九年第十帝國議會に提出せられ其の協賛を得て明治三十年三月二十六日法律第十九號として公布、明治三十二年一月一日より實施せられた。右關稅定率法實施前に成立せる英・獨・佛・澳との協定稅率も同日付外務省告示第十六號を以て同時に實施すべきを公示した。即ち夫れ丈け本邦國定稅率は實施當時より減率せられて居たのである。同定率法第一條に於ては外國より輸入する物品にして附屬稅表第一種に屬するものは同表所載の從價率により輸入稅を課し、第二種に屬するものは輸入稅を免じ、第三種に屬するものは輸入を禁ずと定め、

第二條に於ては物品の課税價格は其の仕入地、產出地若は製造地に於ける原價に荷造費・運送費・保險料其他輸入港に到着する迄の諸費を加へて算定すと規定し、

第三條に於ては第一種税表に掲ぐる物品にして従量税を以てするを便宜とするものは勅令を以て其の物品及細別を定むることを得、右従量税は第二條の定むるところにより六ヶ月以上の平均價額を第一種税表所載の従價率に基き之を定め得べきことを、

第四條に於ては附屬税表中二箇以上の税率を適用し得べき物品に對しては其の最高の率に従て課税すと規定し、

第五條に於ては第一御料品、第二帝國陸海軍の輸入に係る兵器・彈藥及爆發物、第三海軍艦船、第四帝國に派遣せられたる各國公使の自用品等に對しては免税すべきを定めた。

第六條に於ては左記物品にして輸入の日より滿六箇月以内に再輸出するものに對しては輸入税を課せざるべきを規定し、右の中には第一修繕の爲め一時輸入するもの、第四 商人工業者及注文取集旅商の見本として一時輸入するもの（改正日獨條約第八條）等を掲げ、

第七條に於ては附屬税表中改正を要するときは施行期日より少なくとも六箇月前に之を公布すと規定した。（註 日獨議定書第三節第五項）而して右關稅定率法は

第一類 兵器・時計・學術器具及機械類

第二類 飲食物

第三類 衣服及附屬品

第四類 藥材・化學藥及製藥

第五類 染料・彩料及塗料

第六類 玻璃及玻璃器類

第七類 穀物及種子

第八類 角・牙・皮・毛・甲類

第九類 金屬及金屬製品

第十類 油蠟

第十一類 紙及文具

第十二類 砂糖

第十三類 布帛・絲縷及同材料

第十四類 煙草

第十五類 酒類

第十六類 雜品

に分ち、税番は

第一種有税品は第一號より四九七號迄

第二種免税品は四九八號より五二五號迄

第三種禁制品は第五二六號より五三二號迄

となつて居た。而して有税品の従價率は物品の性質に従ひ最低従價五分より最高従價四割に分類せられ、

従價五分税品は鐵の塊錠・粗糖・獸骨・木炭・金剛砂・飼料・木材等とし、

従價一割税品は一般機械類・藥劑・鐵の條竿・油類・綿織糸・染料等とし、

從價一割五分稅品は樂器及附屬品・懷中時計の機械及部分品・乳膏及乳粉・鹹魚・綿縫糸・綿織物とし、
從價二割稅品は双眼鏡（其の他の）・置時計・掛時計及部分品・珈琲・肌衣・精糖・絹織物等とし、
從價二割五分稅品は化粧品・玩具・絹製蝙蝠傘・懷中時計（銀製のもの）・茶・鈕釦・帽子（普通のもの）・絹衣類等とし、

從價三割稅品は玉突き・花火・假製細貨類・懷中時計（金又は白金製）・骨牌等とし、

從價三割五分稅品はヴェルモット・シャンパン・金銀細貨類・葉煙草等とし、

從價四割稅品は製造煙草・ブランドー・清酒・ウイスキー等とし、

尙最後の稅番四九六號及四九七號に於て稅目を掲載せざる生粗若くは未製品は從價一割、全製品若くは半製品は從價二割と定めた。

第二種無稅品中には骨灰・金銀貨幣（地金）・繭・線綿・屑綿・屑綿糸・苧麻・鳥糞・ゴンニー襪・ゴンニー布・包帯・油糟・草木及苗根・米・粳・乾鰯・茶鉛・羊毛等を掲げ、

第三種禁制品中には毒藥・阿片吸煙具・特許・意匠・商標及版權に關する帝國の法律に違反したる物品、贗造貨幣及贗造と認むる模造貨幣・阿片（政府の輸入する藥料阿片を除く）、公安及風俗を害すべき書畫類

等を掲げた。即ち稅率の分類は物品の精粗及生活上の要否に主點を置くところの收入關稅主義に基いたものと云ひ得べきも木材・米・粳・線綿・羊毛・ガンニー襪・茶鉛等を無稅品用に繰入れ、又茶・清酒を他の同種物品より高率に定めた點は生糸の輸出と重要國產業の保護を目的としたるものと考へられる。尙右の中棉花に付ては政府は既に明治二十九年第九帝國議會の協贊を経て三月二十九日法律第五十七號を以て輸入稅の免除を實施して居た。

其後前記關稅定率法附屬別表從價率は同法第三條により從量稅に換算せられ右換算從量稅は明治三十一年九月二十

六日勅令第二百二十號として公布せられた。

輸出稅に付ては既記の如く漸次生糸・海產物・金屬を免除し來つたが尙製藥・木材等の如きは依然有稅品として残つて居た。依て關稅定率法實施と共に全般的に之を免除する方針を採用し明治三十二年七月十七日より之を實行した。

政府は關稅定率法實施後明治三十二年三月十三日法律第六十一號及同日付勅令第三百十九號を以て關稅法及同施行規則を公布し又明治三十年三月法律第十五號を以て保稅倉庫法を、明治三十二年三月二十四日法律第八十八號を以て噸稅法を公布何れも同年八月四日より實施した。是等諸法令は形式上は明治二十三年九月六日法律第八十號（十月一日實施）の稅關法及稅關規則に代るべきものであるが事實は舊安政諸條約及江戸改稅約書附屬貿易章程に代るべきものであつた。上記關稅法第一條第一項に於ては「輸入貨物は關稅定率法に依り關稅を課す但し條約に於て特別の協定ある貨物は其の協定による」と定め、第二項に於ては「通過の爲め輸入貨物には關稅を課せず」と規定し、其の第六十三條に於ては日佛條約改正交渉中問題となつた評價に付規定を設け「從價稅を課すべき貨物の課稅價格に關する異議の不當を認めたるときは稅關長は申告價格に其の百分の五を加へたる價格を以て其の貨物を賣上ぐるか若くは評價人をして評價せしむべし」「評價人の評價額一致せざるときは其の平均を以て評價價格とす」と定め、又第六十五條に於て「評價人をして評價せしめたるときは其の評價價格を以て課稅價格とす、但し評價價格申告價格より少なきときは申告價格を以て課稅價格とす」と定めた。又噸稅法第一條に於ては安政諸條約による船舶入港手數料主義に代へ出入港の船舶の噸數を以て課稅の標準とし、毎入港の際登簿噸數一噸又は十石に付五錢（每一ヶ年十五錢）の噸稅を課すこととした。之が爲め其後關係各國との間に船舶の積量互認に關する取極が結ばれた。尙上記明治二十三年の稅關法附則第五十四條に於ては樺太島との貿易に従事する船舶に限り當分の内出入港手數料及船舶に搭載する貨物に對し

輸出入税を免除して居たのを廢止したことは既述の通りである。

明治三十二年一月一日實施の關稅定率法に於ては收入關稅主義を採用したから本邦に於ける關稅收入は前記輸出稅の廢止に拘らず頗る増加した。明治三十年五百二十九萬五千圓、同三十一年六百二十八萬圓であつたものが、同三十二年には一躍千三百二十五萬二千圓、同三十三年には千六百七十六萬四千圓に達した。有稅品輸入額平均稅率も明治三十年三・七八%、三十一年三・七九%であつたものが、三十二年には九・七一%、三十三年には八・三六%に上つた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷六三九文書

第二款 貨幣法の實施

貨幣法實施 本邦に於ては松隈内閣の當時明治三十年三月二十九日法律第十六號を以て貨幣法を公布し之を同年十月一日より實施した。同貨幣法に於ては從來に於ける金銀複本位(註 第一章第四節第二款參照)を廢止し金本位制を採用した。即ち其の第二條を以て純金の量目二分を以て價格の單位とし之を圓と稱した。同時に附則第十五條を以て從來發行の一圓銀貨幣は金貨幣一圓の割合で政府の都合により漸次之を引換ふべく、又右引換前に於ても銀貨幣は同額の割合を以て法貨として無制限に通用せしむべく、通用禁止の場合に於ては六ヶ月前に勅令を以て之を公布すべきことを規定した。右に關し日英追加條約附屬議定書に於ては圓は「現今の日本の銀圓」にして純銀千分の九百、重量四百十六グレインのものとすと規定し、右「現今の日本の銀圓」と云ふのは明治四年五月十日新貨幣條例に定めたとこの所謂貿易一圓銀を意味するものであつた。この貿易銀なるものは同條例に於て「各開港場貿易上の便利の爲め當分の内外臣民の望みに任せ一圓の銀貨を鑄造し、開港場に限り之が通用に供するの便を助くべし」と規定せるに

基くものであつた。同條例末段に於ては「各開港場所定の受取銀に付一圓銀と本位金貨との比例は當分の間銀貨百圓に對し百一圓の割合たるべし」と定めた。右貿易一圓銀の量目は四百十六グレインであつて其の性合は銀九、銅一とし上記明治二十八年の日英追加條約に於て協定稅率の標準としたものであつた。蓋し貿易銀制定當時は金銀平價の比較は金一封銀十六・四の比例であつたから右樣貿易銀百圓を以て當時本位金貨百一圓(純金量四分)に交換せられ得べき制度であつたが、其後漸次銀が下落し金銀の比は一對三十二の割合となり、之が爲め舊本位金貨は市場より逃避し日本は事實上銀本位となつて居た。

前記明治三十年法律第十六號を以て本邦政府は右金本位制を採用するに當り前記日英協定による貿易一圓銀を以て金一圓と無制限に交換し得ることを許與したから右貨幣法を制定し協定稅率の課稅單位を變更するに付何等英國政府より異存は出でなかつた。尙明治三十一年六月十四日政府公表による一圓銀貨發行總額一億九千五百萬圓に對し交換濟總額七千五百萬圓で右交換により政府の受けた損失額五百萬圓であつたと云ふ。

第三款 國籍法、船舶法、領事官の職務に關する法律等の制定

國籍法其他 陸奥條約改正により帝國臣民及船舶が海外諸國に於て種々條約上の權利を有し得るに至つたから是等に對し國籍及船籍を定め又在外帝國臣民及船舶の保護に當るべき帝國領事官の制を定めるの必要生じた。即ち之が爲め

- (一) 明治三十二年三月十五日法律第六十四號を以て國籍法を、
- (二) 同年三月七日法律第四十六號を以て船舶法を、又
- (三) 同年三月二十日法律第七十號を以て領事官職務に關する件が公布實施せられた。

右の中(一)の第一條乃至第四條に於て日本人たるべき資格を定め第七條に於て歸化の手續に付規定した。又(二)第一條に於ては日本船舶たるべきものの資格を定め、第二條に於ては日本船舶に非ざれば日本の國旗を掲ぐることを得ざるを定め、第三條に於て日本船舶に非ざれば不開港場に寄港し又は日本各港の間に於て物品及旅客の運送を爲すことを得ず但し法律若くは條約に別段の定めあるとき又は海難若くは捕獲を避けんとするとき又は主務大臣の特許を得たるときは此の限に在らずと規定した。(註 改正日英條約第十一條乃至第十三條)

其の他條約勵行の見地より多年帝國議會に於て懸案となれる狩獵法を既に條約實施に先ち明治二十八年三月二十日法律第二十號を以て公布し、又明治三十二年三月十四日法律第六十三號を以て水先法を公布し其の第一條に於て帝國臣民に非ざれば水先免狀を授與せざるべきを規定した。其の他之に關聯し鈴木内務次官より日佛條約第一條第二項に規定した佛國人の従事し得べき職業に付ての照會に對し明治三十一年十月二十六日鳩山外務次官は右職業中には林業・漁業・農業等は包含しない旨回答して居ることも注意すべきである。

第四款 條約又は慣行により住居の自由を有せざる國民に對する勅令の公布

住居の問題 清國は日清通商航海條約の規定により本邦に於て領事裁判權を有たず、又清國民は内地雜居の利益を有しないから之が取扱ひを定める何等かの規定を必要とするに至つた。之に反し朝鮮人は條約上何等の保證なきに拘らず日本内地に於て住居の自由を慣例上有して居た。之より先清國民は明治二十七年八月一日日清戰爭の布告により明治四年の修好條規は效力を失つたから、同八月四日勅令第三百三十七號を以て開戰後に於ても清國臣民は身體財産の保護を受け向後も平和適法の職業に従事する限り舊開港場に於て住居し得べきを定めた。尤も右帝國内居住の清國臣民

に對しては本令發布の日より二十日以内に其の居留地の府縣知事に申出で登録を要とし、又入國に付ては本令發布の後内務大臣の許可を受けるに非ざれば入國し得ざるを規定した。右勅令は其の目的たる帝國は國際法規を嚴行し、敵國民たる清國臣民と雖ども戰爭中平和適法の職業に従事する限り引續き帝國に在留し得べきを中外に示すに在つた。其の後帝國政府は右戰爭中の臨時措置に代へ明治三十二年七月二十七日勅令第三百五十二號を以て條約若は慣行により住居の自由を有せざる外國人の居住及營業に關する件を公布し之を清國人に適用することとした。嚴格に言へば本勅令は條約國民又は慣行により住居の自由を有する朝鮮國民以外の外國人に適用すべき建前と成つて居るけれども其の目的とするところは清國人であつた。同勅令の内容は前記明治二十七年勅令第三百三十七號の規定を簡單にし

第一條第一項に於て外國人は條約若は慣行に依り居住の自由を有せざる者と雖も從前の居留地及雜居地以外に於て居住・移轉・營業其の他の行爲を爲すことを得但し勞働者は特に行政官應の許可を受けるに非ざれば從前の居留地及雜居地以外に於て居住し又は業務を行ふことを得ず、第二項に於て「勞働者の種類及本令施行に關する細則は内務大臣之を定む」とし

第二條に於て罰則を定めたものである。同七月二十八日付内務省令第四十二號は前記勅令第一條第二項に基き内務大臣の許可を受くべき勞働者は農業・漁業・鑛業・土木建築・製造・運搬・挽車・仲仕業其の他の雜役に従事するものを云ひ家事・炊爨若は給仕に従事するものは此の限に非らずと規定した。尙本勅令公布に關し本邦在留清國人の代表者より清國人に對してのみ右様差別待遇を爲すことの不可なることを外務大臣宛陳情し來つたが、他方在上海日本人協會より清國に於て内地を閉鎖し居り、又本邦に於ける一般外國人の内地雜居の利害未だ不明なる此の際清國人に對しては内地雜居を許すを不可となすの意見を陳情して來た。